

侵略的外来種に関する G7 声明：
侵略的外来種及びその影響の管理に向けた国際協力の強化
(仮訳)

2023 年 11 月 22 日

I. 導入

侵略的外来種 (IAS) は、世界の生物多様性損失の 5 つの主要な直接要因の一つであり¹、その負の影響は世界的に増大している。昆明・モンリオール生物多様性枠組 (GBF) ターゲット 6² を実施するための国際協力の強化と取組を加速させる必要性に鑑み、2023 年 4 月に札幌で開催された G7 気候・エネルギー・環境大臣会合において、必要な対策を議論し一連の推奨事項を策定するために、IAS に関する G7 ワークショップを開催することを決定した。

本声明の作成に当たり、オンラインウェビナー及び生物多様性条約 (CBD) 第 25 回科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA) におけるサイドイベントにおいて、他の政府、関連する国際機関及び利害関係者との協議が行われた³。G7 メンバー⁴は、これらの議論の集大成として、2023 年 11 月 20 日から 22 日に東京で開催された G7 IAS ワークショップに集結した。本声明は、このワークショップの成果文書である。

これらの議論は、IPBES 総会第 10 回会合で承認された政策決定者向け要約及び受理された各章を含む、IPBES 「侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価」報告書 (IPBES IAS 報告書)⁵の情報を踏まえている。

¹ IPBES (2019): The Global Assessment Report on Biodiversity and Ecosystem Services of the Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services. Brondizio, E. S., Settele, J., Díaz, S. and Ngo, H. T. (eds.). IPBES secretariat, Bonn, Germany. <https://doi.org/10.5281/zenodo.3831673>

² 昆明・モンリオール生物多様性枠組 ターゲット 6 (環境省仮訳)
「外来種の導入経路を特定及び管理し、対策優先度の高い侵略的外来種の導入及び定着を防止し、他の既知又は潜在的な侵略的外来種の導入率及び定着率を 2030 年までに 50%以上削減するとともに、特に島嶼などの重要度の高い場所における侵略的外来種の根絶又は管理によって、侵略的外来種による生物多様性と生態系サービスへの影響を除去、最小化、低減及び、又は緩和する。」

³ 2023 年 10 月 5 日に開催されたオンラインウェビナー及び 10 月 15 日にケニア・ナイロビで開催された生物多様性条約 SBSTTA25 のサイドイベント
<https://www.env.go.jp/en/nature/gairai_inter-conf_2023.html>

⁴ 日本、イタリア、カナダ、フランス、米国、英国、ドイツ、EU

⁵ IPBES (2023). Thematic Assessment Report on Invasive Alien Species and their Control of the Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services. Roy, H. E., Pauchard, A., Stoett, P., and Renard Truong, T. (eds.). IPBES secretariat, Bonn, Germany. <<https://doi.org/10.5281/zenodo.7430682>>

II. IAS 対策に関する共通の全般的見解

我々は、以下の要素が GBF ターゲット 6 を達成するために重要であるという共通の見解を共有し、侵略的外来種国家戦略・行動計画（NISSAPs）及び／又は生物多様性国家戦略・行動計画（NBSAPs）の IAS 構成要素等、我々の国家及び地域の計画や行動に組み込むことに取り組む。我々は：

- IAS は世界的な生物多様性損失の 5 つの主要な直接要因の一つであり、その影響は他の直接要因と相互に影響し合っ​​て自然と人間への負の影響を増大し得ることを認識する。
- 自然への負の影響に加えて、IAS は、経済、食料安全保障、水の安全保障、エネルギー生産、文化的アイデンティティと習慣、人間の健康（病気、アレルギー、身体的傷害の原因となったり、悪化させたりする等）への負の影響を通じて、先住民族及び地域社会が管理・所有する土地を含む地球上の全ての地域において、自然の寄与（NCP）や生活の質にも影響を与え得ることを認識する。
- IPBES IAS 報告書に記載されているとおり、IAS による負の影響を最小化するとともに、その移動、導入、定着及び拡散を防止するための効果的な管理オプションが存在することを認識する。

-

さらに、我々は以下のことに努める。

- GBF ターゲット 6 の実施に関するガイダンスやツールを含む、CBD の関連する決定や作業に、我々の取組を整合させること。
- CBD のもとに設置された IAS に関する機関間リエゾングループ（Inter-agency Liaison Group on Invasive Alien Species）の重要性を認識し、適切な場合には協力する機会を検討しつつ、外来種の侵入と IAS による影響の管理に関する、他の関連する国際機関、パートナーシップ及び多国間協定⁶と協働すること。
- IPBES IAS 報告書及び他の関連する IPBES の成果物の成果や知見を活用し、IAS 関連の議論を奨励すること。

III. IAS の脅威への対処に関する国際協力を強化するための我々の共通の見解と、GBF のターゲット 6 の達成に向けた我々の最初の行動

さらに我々は、IAS の脅威に対処するため以下の行動が重要であるという認識

⁶ ワシントン条約（CITES：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）、ボン条約（CMS：移動性野生動物種の保全に関する条約）、国際連合食糧農業機関（FAO）、船舶バラスト水規制管理条約、国際海事機関（IMO）、国際植物防疫条約（IPPC）、国際自然保護連合（IUCN）、ワンヘルスに関する 4 者（WHO・FAO・WOAH・UNEP）事務局（Quadrupartite Secretariat for One Health）、国際連合環境計画（UNEP）、世界獣疫事務局（WOAH）、世界貿易機関（WTO）などを含む

を共有し、関連する国際協力の強化に取り組む。

1. グローバル、地域的、二国間の協力の推進

我々は、以下の目的から、グローバル、地域的、そして二国間の協力が重要であるという共通の見解を共有している：

- 以下に関するデータ、知見、経験を含む情報の交換の促進。
 - 新たな外来種の導入、導入経路、定着と拡散のプロセス、並びに IAS の分布、傾向、影響
 - IAS 及びその導入経路の効果的な特定、優先順位付け、侵入予防、早期対応の体制整備、根絶、封じ込め、制御のための優良事例、有用なツール及び技術（監視、影響の大きさの評価、リスク分析を支援する情報、リスク評価、費用便益及び費用効果分析、自然再生を含む情報や経験）
 - IAS の導入を防止するためのバイオセキュリティと水際対策、特に、国を超える生体の電子商取引や輸送手段を含む、物品の輸出入に関するもの
 - IPBES IAS 報告書の知見の適用
- 世界レベル、国家レベル、準国家レベルにおけるバイオセキュリティの取組の重要性を強調する等の、国同士の IAS 対策に関する政策対話の促進。
- 特に侵入予防、バイオセキュリティ対策及び導入経路に関する、地域レベルの行動の推進・促進。

我々は、我々の間で情報を共有し、協力関係を検討するための定期的な機会を設立すること、IAS に関連する国際的な枠組（各種条約のもとで開催される会合等）に積極的に参画すること、我々の地域内・G7 メンバー間・他の地域との協力を強化すること、によって行動を開始する。

2. 科学研究、グローバルデータベース、情報システムの強化

我々は、強化された科学研究、相互運用性のあるグローバルデータベースと情報システムは、外来種の侵入に関するデータと知識のニーズを満たすことに寄与するという共通の認識を共有する。特に、これにより以下のことを支援できる：

- 指標の開発を含む、GBF ターゲット 6 の達成に向けた進捗の測定及び報告。
- ホライズンスキニング、影響の大きさの評価、リスク分析、その他の手法による IAS、導入経路、サイトの特定及び優先順位付けに関する意思決定支援ツールの強化。
- 侵入予防、早期対応の体制整備、早期発見、早期対応、根絶、封じ込め、制御、自然再生及びモニタリングのための既存の管理手法の向上。

- 潜在的な環境影響に対する十分な配慮がなされたツールや技術を含む、新たな管理手法の開発
- 管理オプションによって引き起こされる非ターゲット種への影響、及び自然と人間に対する負の影響を増大し得る他の要因との相互作用を含め、IAS、その影響、管理オプションに関するエビデンスの構築・理解の向上

我々は、IASに関する科学研究を強化し、データ・知識ギャップを埋め、国内外のデータベースの強化・相互運用性・アクセス性を支援するとともに、国内のデータについて、特に GBF ターゲット 6 のモニタリングを支援する国際的なデータベースへの統合を探求又は継続するため、協力して行動を開始する。

3. 全政府的・全社会的アプローチによるアウトリーチと主流化

我々は、更なる IAS による負の影響を防ぐためには全政府的・全社会的アプローチが重要であるという共通の認識を共有する。このアプローチをとるためには、以下のような継続的な取組が必要である：

- 意識向上や教育を通じて、一般市民の参画を図る。
- モニタリング、探知、その他の活動への地域コミュニティの参加を促進する
- 外来種の侵入及び IAS の影響に対処するため、先住民族及び地域社会と協力する。
- 民間セクター、特に自然資源の利用、物品の輸送や輸送手段に関わるビジネスを巻き込む（電子商取引や調達・貿易による間接的な関与を含む）。
- 特に動植物衛生や人の健康、税関・貿易、運輸、観光、教育等、セクターを越えた協力を行う。
- 意図的・非意図的 IAS の侵入と拡散を防ぐため、NISSAPs 及び／又は NBSAPs の IAS 構成要素や目標について、各国の状況に応じて、先住民族及び地域社会や関係ステークホルダーと協力しつつ策定し、共有する。

我々は、省庁や政府機関間の政策の一貫性や連携を強化し、先住民族及び地域社会や一般市民、民間セクターを含む非政府機関とのコミュニケーションを増加させる。

4. 能力構築

我々は、これらの行動にかかる我々の取組における能力構築の重要性を強調し、以下のことを目指す：

- より強固で効果的な政策手段及び管理活動の構築、そして知識とデータのギャップへの対処を目指す他の国、特に途上国及び小島嶼開発途上国と協働する協力的な取組を強化すること。

- GBF ターゲット 6 の達成に向けて、経験や知見を G7 以外の国と共有する機会を特定すること。
- このような能力構築の取組を支援するに当たり、IPBES IAS 報告書の結果や、CBD 及び国際自然保護連合（IUCN）等の他の機関によるツールやガイダンスを有効活用すること。

IV. フォローアッププロセス

我々は、既存の国際場裡の機会を活用しながら、関連する専門家・職員の間で、毎年対面又はオンラインで会議を開催し、我々の取組について更に議論する。

こうした議論の一環として、我々は少なくとも 2 年ごとに、2030 年までに GBF ターゲット 6 を達成するため、その進捗状況に特に重点を置きながら、上記の作業分野における情報、経験及び進捗状況を共有する。